

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

隈戸川地区幹線用水路機能診断調査その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業限戸川地区幹線用水路機能診断調査その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「地質・土質調査業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営かんがい排水事業限戸川地区で造成された幹線用水路の機能診断調査、及び機能保全に関する調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は福島県白河市大信下小屋地内他で、別添1位置図のとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計法第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等
審査項目は次のとおりとする。
 - a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
 - b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - c) 品質管理体制が確保されているか。
 - d) 再委託への支払いは適正か。

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接に連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－8 条

- (1) 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1－10 条 受注者は共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定（改訂）年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和 5 年 4 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	食料・農業・農村政策審議会 農村整備部会 技術小委員会	平成 28 年 8 月
3	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成 27 年 11 月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないように留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については監督職員と打合せにより決定するものとする。なお、第2-7条に示す関連工事と調整の必要が生じた場合は監督職員から指示する。
- (4) 管内調査にあたり行う管内の排水については、調査区間前後の調査に必要な範囲で行う事とする。
- (5) 排水作業で仮設ポンプによる排水を行う場合の作業条件は以下のとおり考えている。

大屋第1排泥工、大屋第2排泥工	常時排水
矢吹北第1排泥工	作業時排水
- (6) 充水管理について、始点部で1月末までに充水作業を開始することとする。また、関連工事の施工区間では、工事関係者と日程調整のうえ充水作業を行い、鏡石第1分水工まで充水管理を行うこととする。

なお、関連工事の施工区間は、矢吹北制水弁から大池西合流工間としている。
- (7) 仮設工については、別紙2現地作業一覧表のとおり見込んでいるが、現地状況により変更が生じた場合、または新たに仮設等が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。
- (8) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。
- (9) 保安対策

- ア 本業務に配置する交通誘導警備員は、原則として警備員法に定める警備員（指導教育責任者講習終了、指定講習または基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的知識・技能を有する者とする。
- イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
鏡石町道 笠石 476 号線	2 名／日	2 名	昼間	無

- ウ 道路管理者、所轄警察署との協議の結果、設計図書に示す以外の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

- (10) 当該施設が、必要な所要の耐久性を有するために対策工法の検討が必要と判断された場合は、監督職員と協議するものとする。

(対象施設)

第2-3条 本業務の対象となる施設の諸元は、以下のとおりである。

施設名称・対象構造物	施設諸元	数量	備考
限戸川地区 幹線用水路 (造成施設工事期間) FRPM 管区間 平成7年度～平成21年度 RC 管区間 昭和48年度～昭和56年度	施設延長 L=21.350km 最大通水量 Q=8.96m ³ /s 受益面積 2,820ha パイプライン FRPM管φ1350～2600 RC管 φ1350～1650 【機能診断対象区間】 FRPM管φ2400 L=1,188m	1 式	設計業務 調査業務 別添2～8

施設名称・対象構造物	施設諸元	数量	備考
	F R P M管 φ1800 L= 358m F R P M管 φ2400 補修箇所 2箇所 【試験施工モニタリング調査対象施設】 R C 管 φ1350 L= 34m 止水バンド N= 14 か所 (うち、内面バンド 7 か所、マグマロック 7 か所)		別添 9～10

(参考図書)

第 2－4 条 本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。

図書・資料名	発行	制定(改訂)年月
コンクリートのひび割れ調査、 補修・補強指針-2013-	(社) 日本コンクリート工学会	平成 25 年 5 月
コンクリート診断技術 ‘21	(社) 日本コンクリート工学会	令和 3 年 3 月
農業水利施設のコンクリート構造物調査・評価・対策工法選定マニュアル	(一社) 農業土木事業協会	平成 19 年 3 月
農業水利施設保全補修ガイドブック	(一社) 農業土木事業協会	令和 4 年 8 月
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル (パイプライン編) (案)	農林水産省農村振興局整備部 設計課施工企画調整室	平成 29 年 4 月

(貸与資料等)

第 2－5 条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
成果物	令和 3 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 限戸川地区幹線用水路機能診断業務	1 式
〃	令和 4 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 白河矢吹地区矢吹第 3 幹線用水路他機能診断業務	1 式
〃	令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 郡山東部地区下枝 2 支線用水路機能診断調査その他業務	1 式
完成図書	令和 4 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 限戸川地区幹線用水路止水対策工法試験施工工事	1 式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－6 条 第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務等)

第 2－7 条 本業務の関連工事は次のとおりであり、監督職員及び監督職員が通知する関連工事の現場代理人等と連携を密にして、互いに強調の図られた業務成果としなければならない。

番号	工事名	工事実施（予定）期間
1	土地改良施設突発事故復旧事業隈戸川地区 幹線用水路他復旧工事（仮称）	令和6年9月～ 令和7年3月（予定）

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条

（1）作業項目

本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。詳細は別紙1 作業項目内訳表及び別紙2 現地作業一覧表に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備 考
I－1．機能診断（設計業務） 隈戸川地区 幹線用水路 パイプライン	1 式	
1. 業務準備	1 式	
2. 事前調査		
2-1. 資料調査	1 式	
3. 現地調査計画の作成	1 式	
4. 健全度評価	1 式	
5. 補修箇所調査結果の整理	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	
I－2．隈戸川地区幹線用水路止水対策工法試験 施工モニタリング調査（設計業務）	1 式	
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	1 式	
1-2. 現地調査計画の作成	1 式	
2. モニタリング調査結果の整理・とりまとめ	1 式	
3. 点検とりまとめ	1 式	
II－1．機能診断（調査業務） 隈戸川地区 幹線用水路 パイプライン	1 式	
【現地踏査】 現地踏査	1 施設	
【現地調査】 管内目視調査	1,546m	
継手間隔調査	921m	
たわみ計測	935m	
ひずみ計測	935m	

作業項目	数量	備 考
管内目視調査（補修箇所）	2 か所	
排水管理	10.0km	
充水管理	18.2km	
【仮設工】 人孔蓋開閉作業	6 か所	
水替え工	3 か所	
管内換気	4 か所	
Ⅱ－２．隈戸川地区幹線用水路止水対策工法試験 施工モニタリング調査（調査業務）	1 式	
【現地踏査】 現地踏査	1 施設	
【現地調査】 目視調査	14 か所	
計測調査	14 か所	
【仮設工】 人孔蓋開閉作業	2 か所	
管内換気	1 か所	
【仮設工】 交通誘導警備	10 日	

（作業上の留意点）

第３－２条 業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- （１）現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- （２）現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により指導・助言を受けて実施するものとする。
- （３）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （４）第２－４条、第２－５条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （５）共通仕様書第１－１１条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

（業務の成果品質確保対策）

第３－３条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- （１）業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

イ 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

（２）合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等について情報共有を図る。

（３）業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第３－４条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 業務管理

（情報共有システム）

第４－１条 情報共有システムの業務について

- （１）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- （２）情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 web サイト参照）によるものとする。
- （３）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第５章 打合せ

（打合せ）

第５－１条 共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回打合せには管理技術者が出席するものとする。 なお、打合せ場所はすべて阿武隈土地改良調査管理事務所とする。

初 回	作業着手の段階
第２回	中間打合せ（現地調査計画作成時）
第３回	中間打合せ（機能診断評価時）
第４回	中間打合せ（モニタリング調査結果取りまとめ時）
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第１－１１条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第６章 成果物

（成果物）

第６－１条 成果物を共通仕様書第１－１７条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （１）成果物の電子媒体（CD-R 等）正副２部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 等）により別途１部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
福島県福島市笹谷字稲場 38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) 現地調査の結果により、追加調査などが必要となり調査項目及び調査対象施設等の変更追加が生じた場合。
- (9) 歩掛調査の追加が生じた場合。
- (10) その他

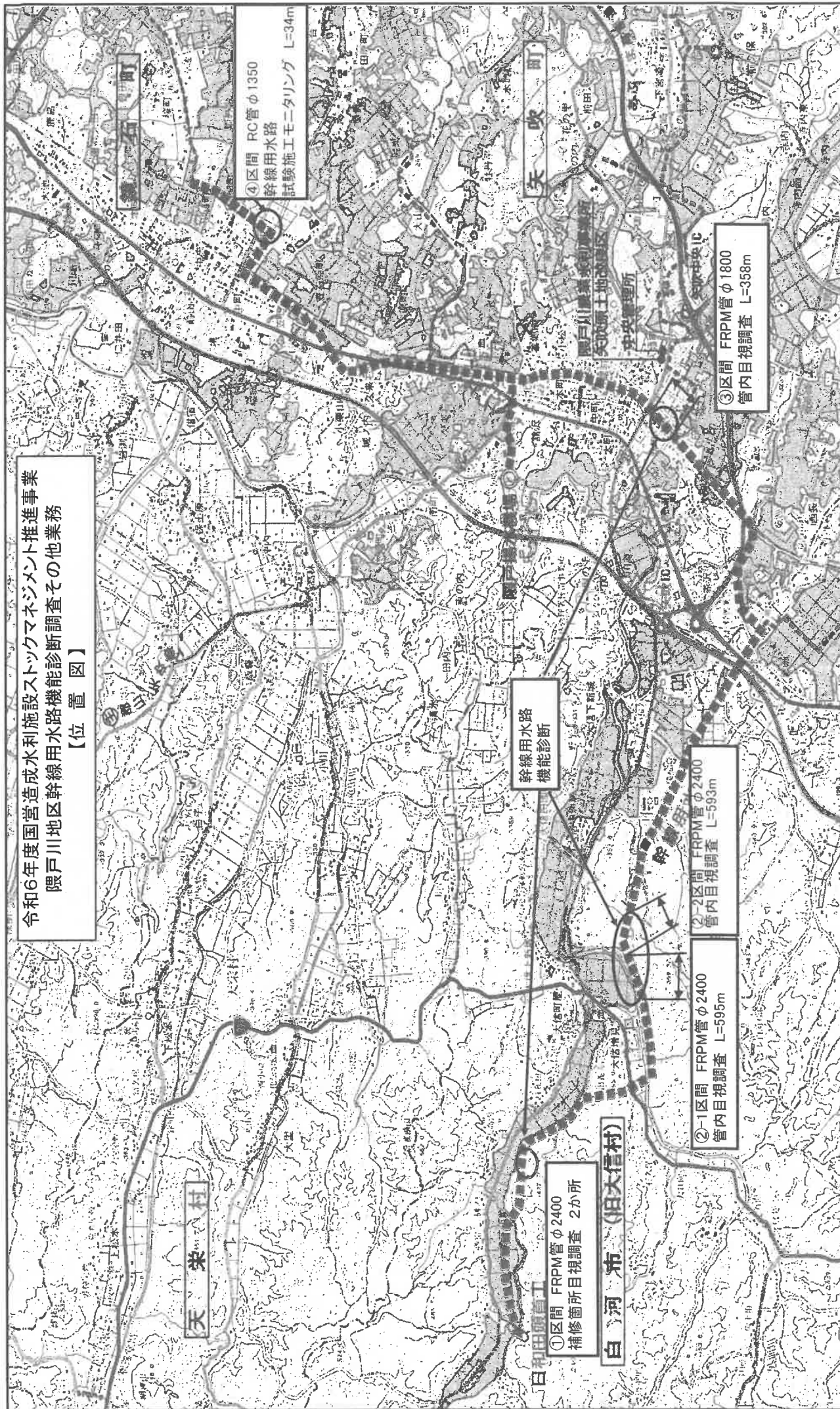
第8章 定めなき事項

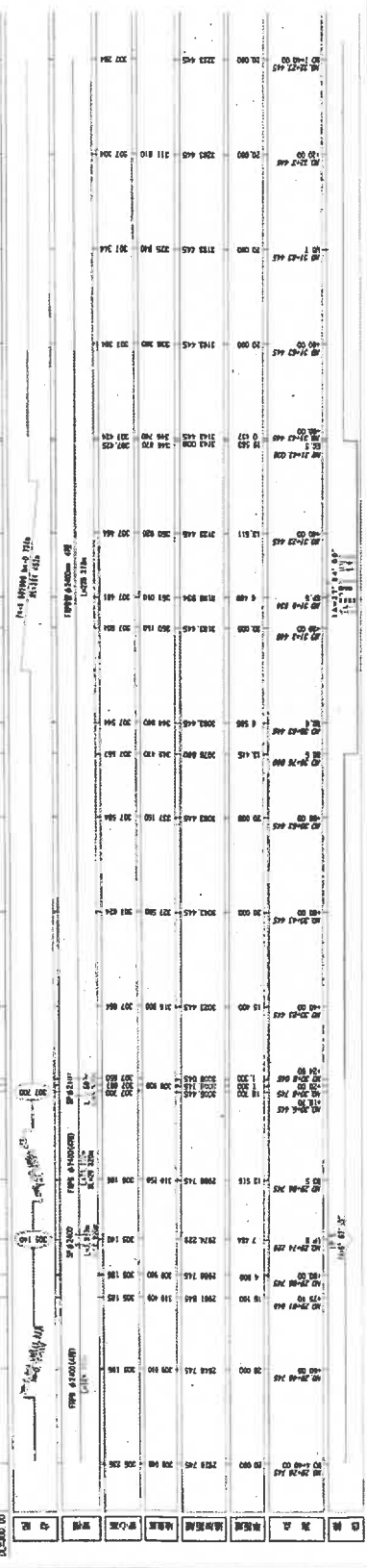
(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
隈戸川地区幹線用水路機能診断調査その他業務

【位置図】





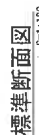
①区間FRPM管φ2400
補修箇所目視調査 2か所

標準断面図
S=1/100

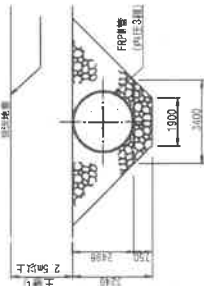
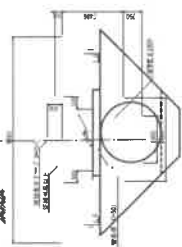
対象の場合

トヨタ自動車 (7200)

[illegible]



標準埋設工法



NO 24-42 492~NO 27-40 00
NO 53-47 329~NO 55-78 837

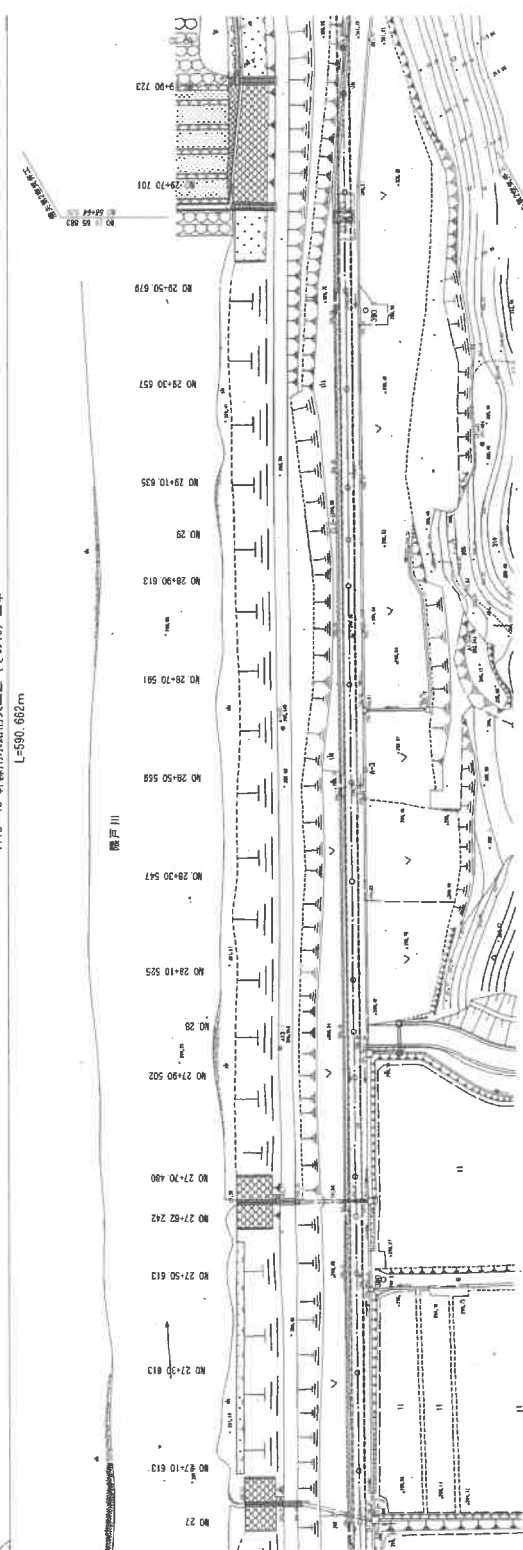
[illegible]

※ 斜体表記は新規管理用センター

專 業 名 稱	閩 戶 川 漢 水 利 專 業
生 產 名 稱	幹 線 用 水 池
圖 面 名 稱	施 放 暫 理 圖
測 點	平 面 橫 斷 圖 (19/61) FMG 24 30 00 ~ 40 27 測 點 17 點 ~ 40 點 37
縮 尺	1/500 圖 面 冊 號 4-19

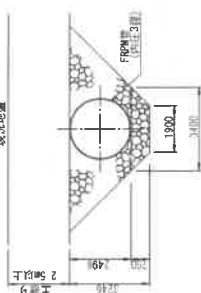
②-1区間FRPM管φ2400
管内目視調査延長L=595m

H18～19 幹線用水路信夫工区（その13）工事

 $L=590.662\text{m}$ 

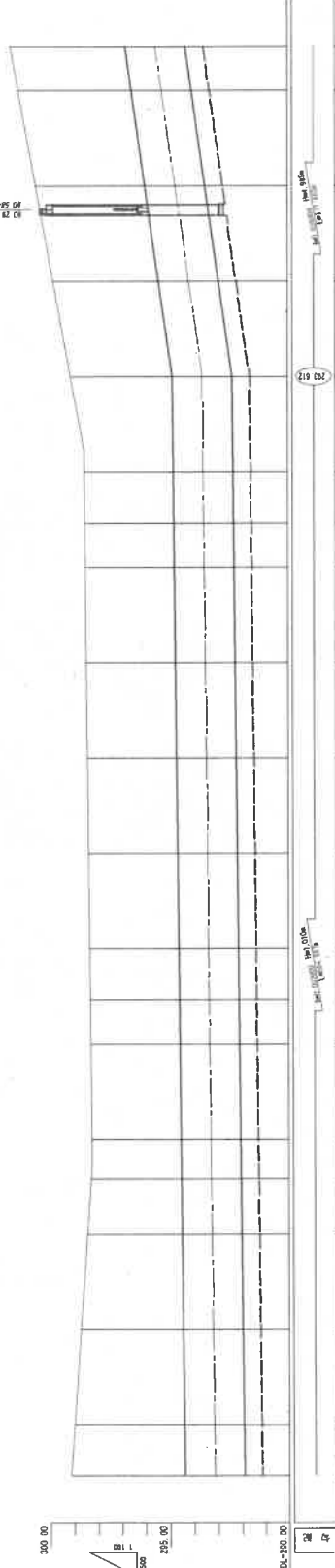
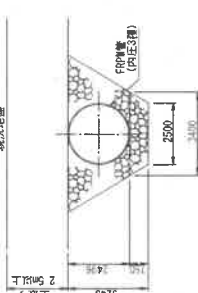
標準断面図

NO 24+48, 492~NO 27+80, 00
NO 53+47, 329~NO 56+78, 937



標準断面図
S=1:100

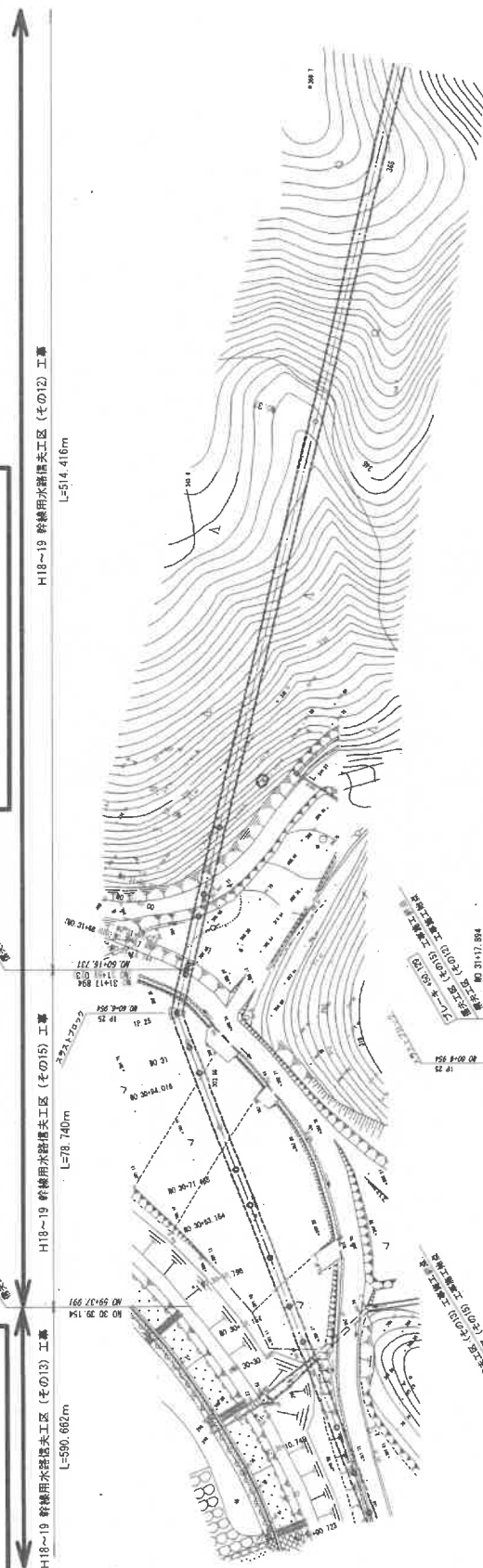
0.27+80.00~N0.30+39.154
2.56+78.837~N0.59+37.991

[illegible]

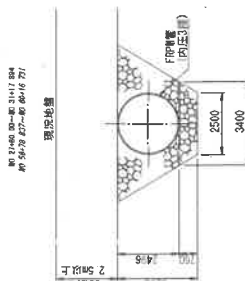
※ 貸体車配は新規管理用センター

事業名称	陸三川農業水利事業
施設名称	科様用水路
図面名称	施設管水図 平面断面図 (20/61)
測点	27-10 30 約 55+00 537-40 53+98 837
編尺	1/500 図面番号 4-20

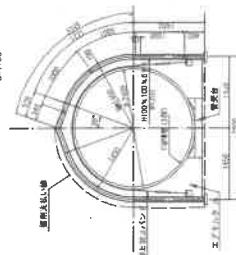
②-2区間FRPM管φ2400
管内目視調査延長L=593m



標準断面図

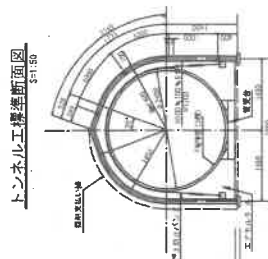
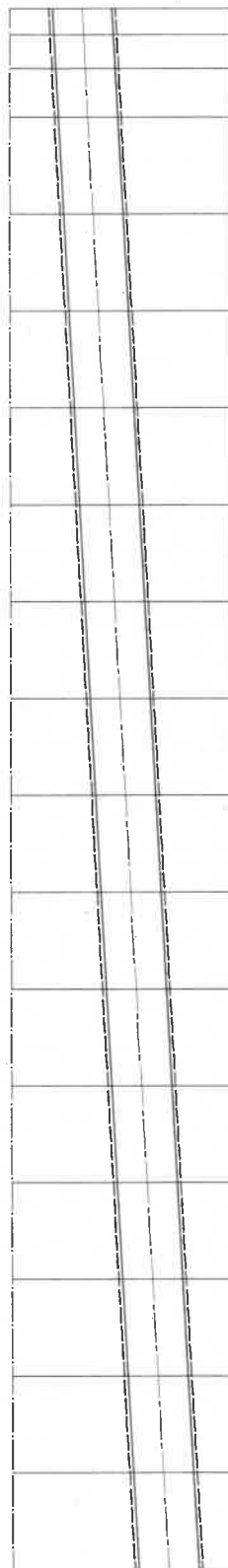
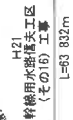


トンネル工標準断面図



※ 斜体表示は新規管理用センター				
事業名	関戸川農業水利事業			
施設名称	幹線用水路			
図面番号	校理図	平成11年度(21/61)		
測点	NO.30~40 33-60 DO			
船尺	1/500 図面番号 4-21			

[illegible]



トンネル工標準断面図
S=1:50

[illegible]

※ 斜体表記は新規管理用センタ—

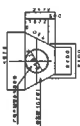
S=1:100

[illegible]

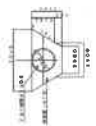
H13 幹線用水路矢吹南工区 (その3) 工事 L=358,000m

No. 107~110, 128~136, 000

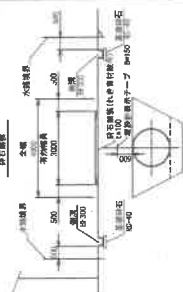
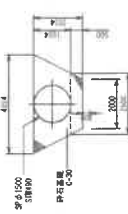
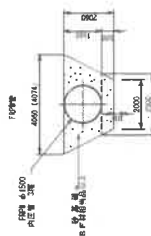
No. 107~110, 128~136, 000

(掘削深 $\leq 5.0\text{ m}$)

(埋置深 $> 5.0 \text{ m}$)



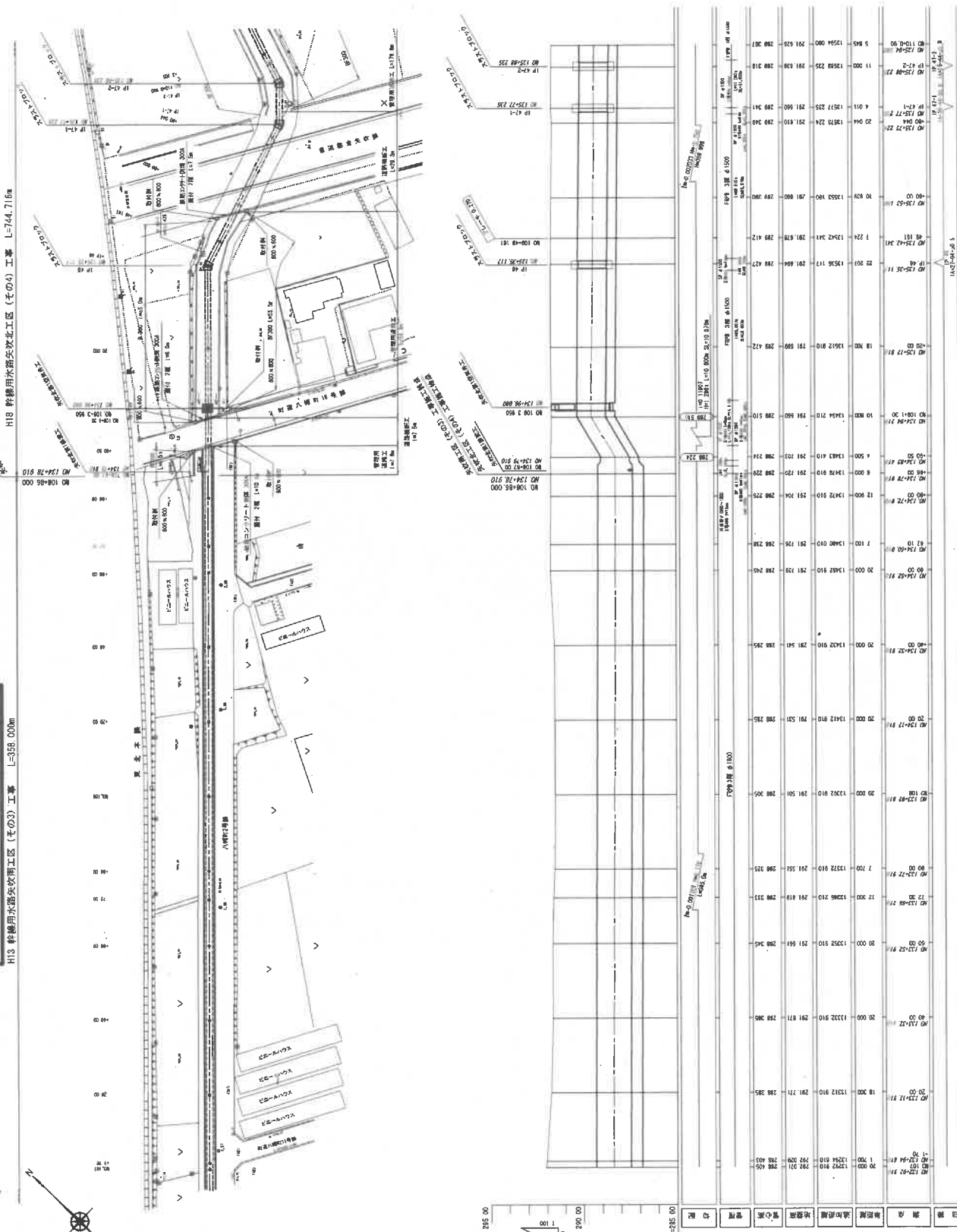
06 0+011 00~009 S+011 000
000134-00 310-00 135-04 000



※ () 内は測量年度

※ 斜体表記は新規管理用センター

事業名	障子川鳥島水利事業
施設名称	幹線用水路
図面名称	施設管理図
新	40 107-40 110-00
測	40 110-00 91-12 12-12 12-12
R	1 500 図面番号 4-45



④区間 隈戸川地区幹線用水路止水対策工法試験施工モニタリング調査 詳細位置図

